

# 外国人児童生徒等教育の現状と課題

令和2年3月

文部科学省総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課

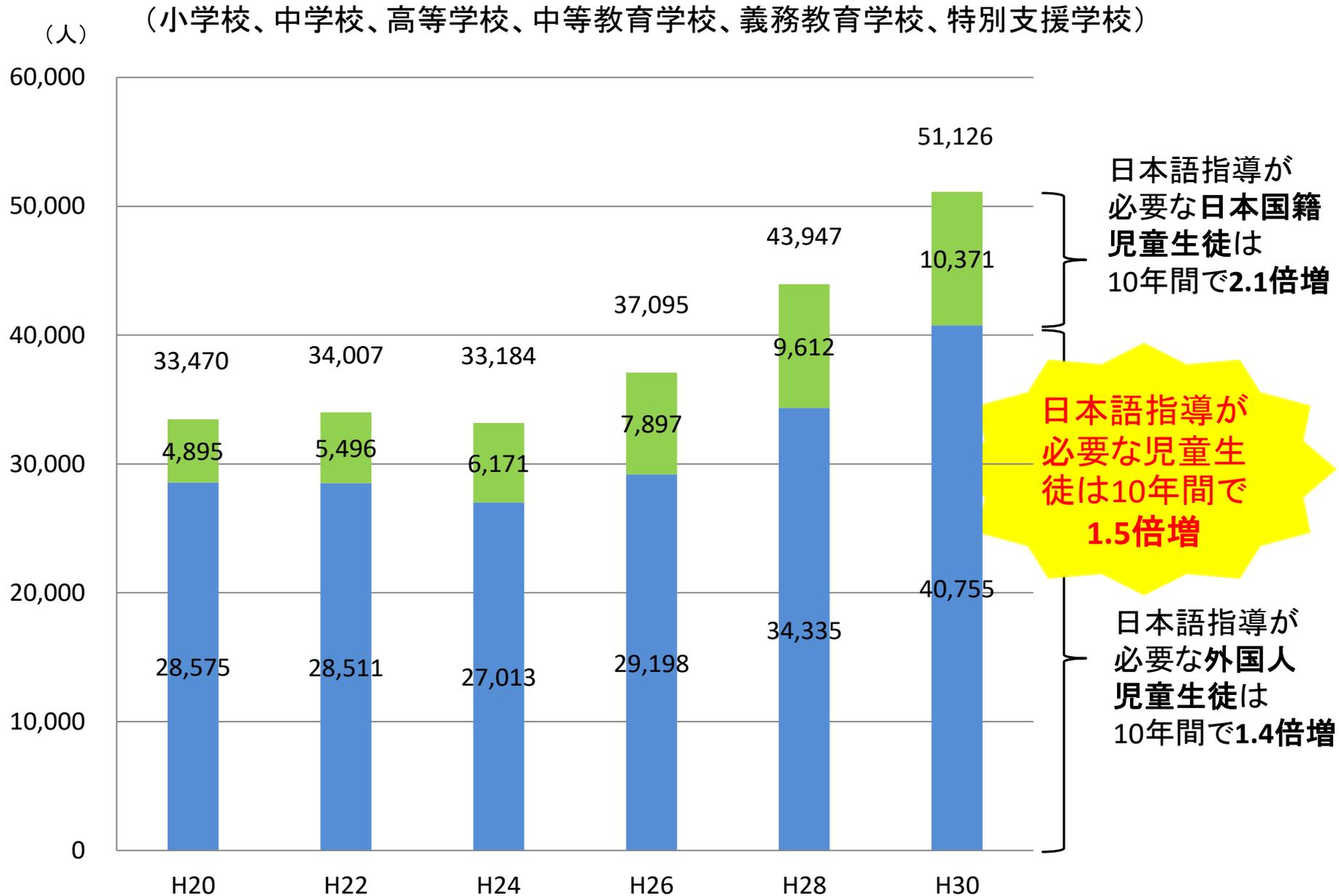


文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

# 外国人児童生徒教育の現状

# 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移①

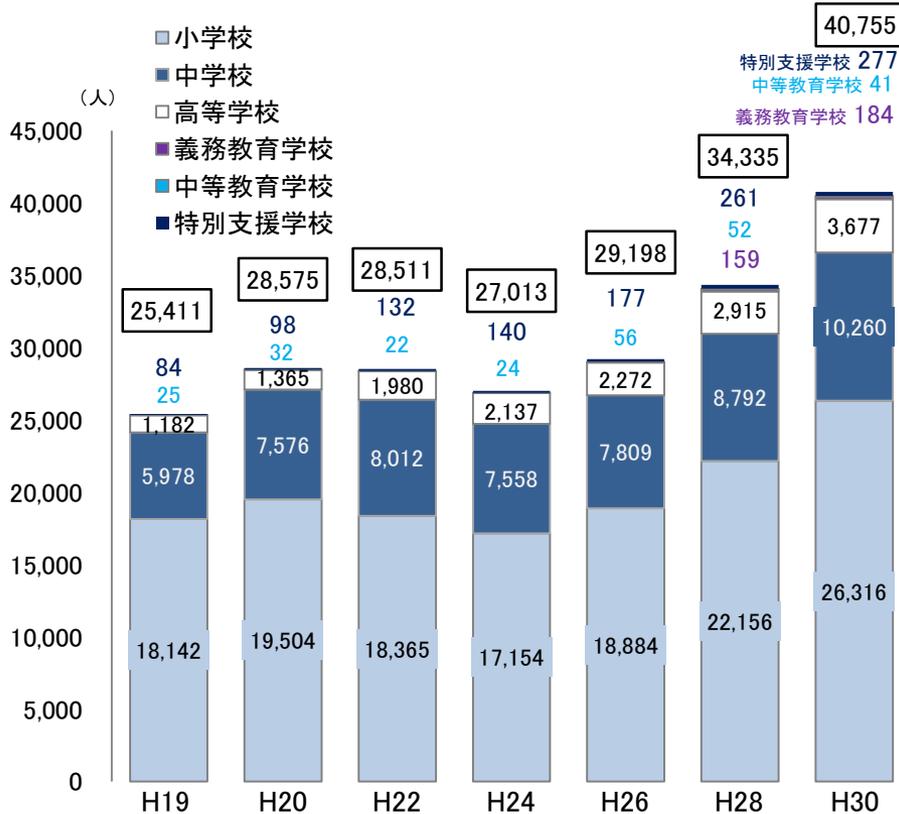


# 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移②

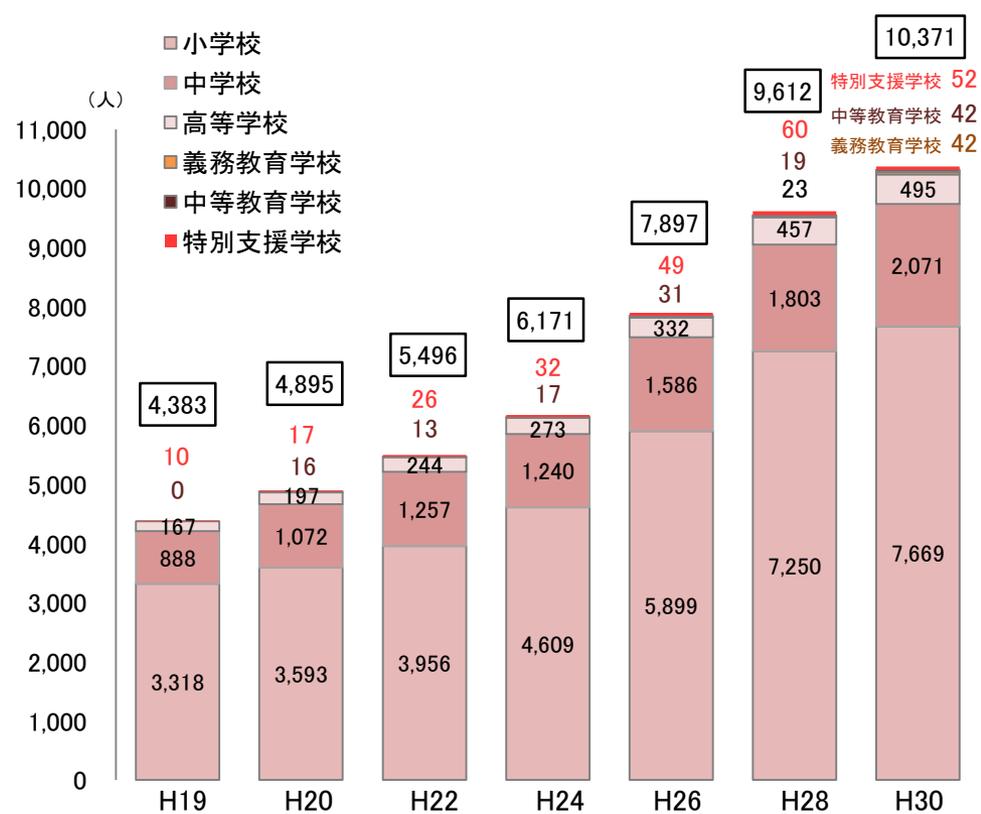
○ 日本語指導が必要な児童生徒については、在留外国人数や外国籍の児童生徒数の増加傾向に伴い、外国籍の者(※)で**40,755人(18.7%増)**であり、前回調査より6,420人増加し、日本国籍の者は**10,371人(7.9%増)**であり、前回調査より759人増加した。

※ 公立学校に在籍する外国籍の児童生徒の総数は93,133人(16.2%増)であり、このうち日本語指導が必要な者の割合は**43.8%**となっている。

## ■ 日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数

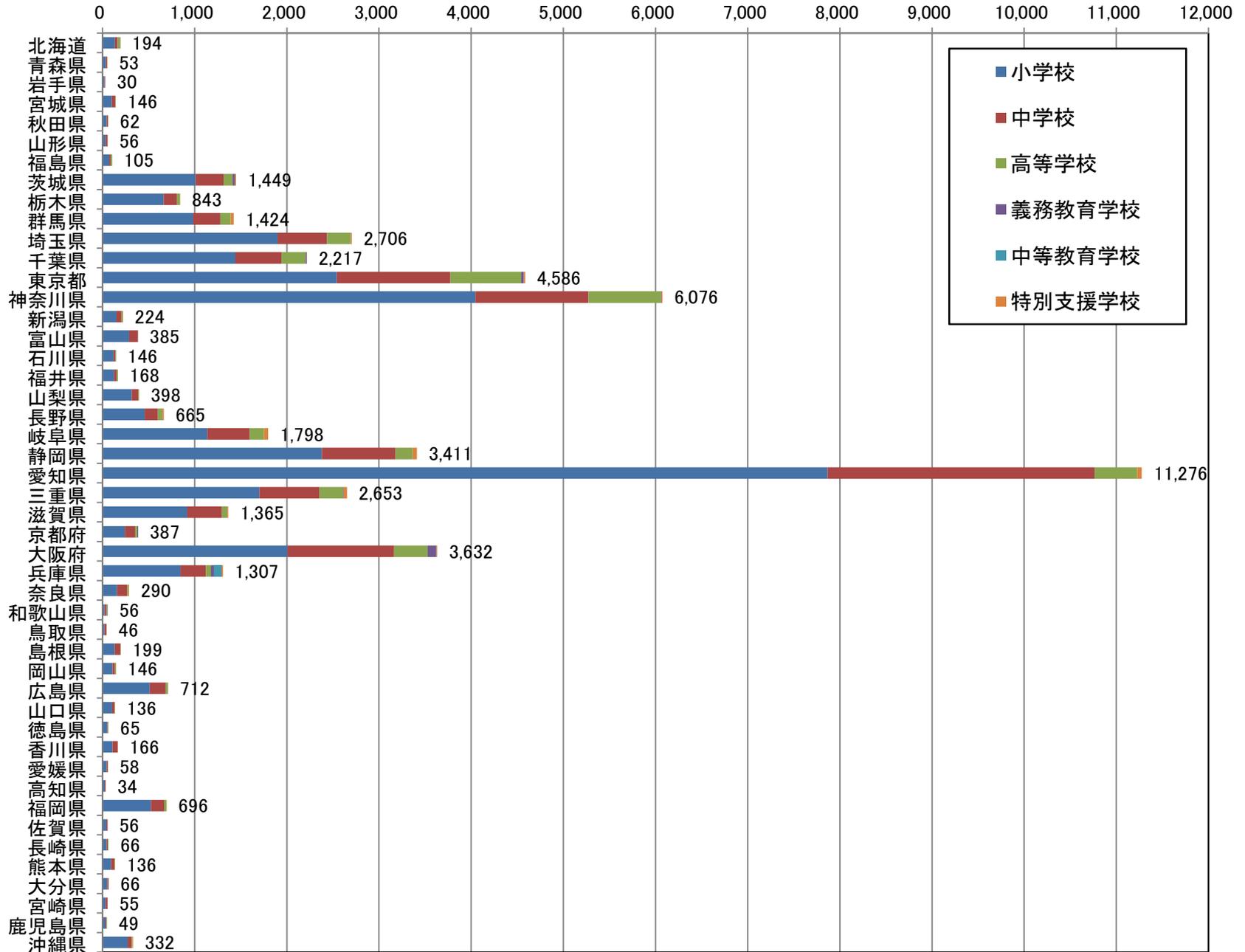


## ■ 日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数



# 日本語指導が必要な児童生徒の学校種別在籍状況（都道府県別）※日本国籍・外国籍合計

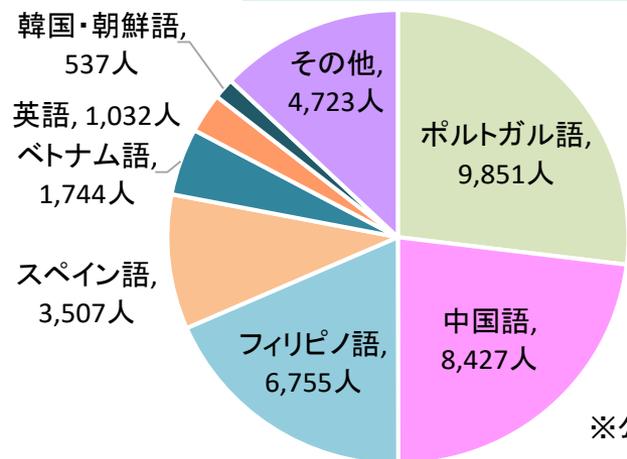
(児童・生徒数：人)



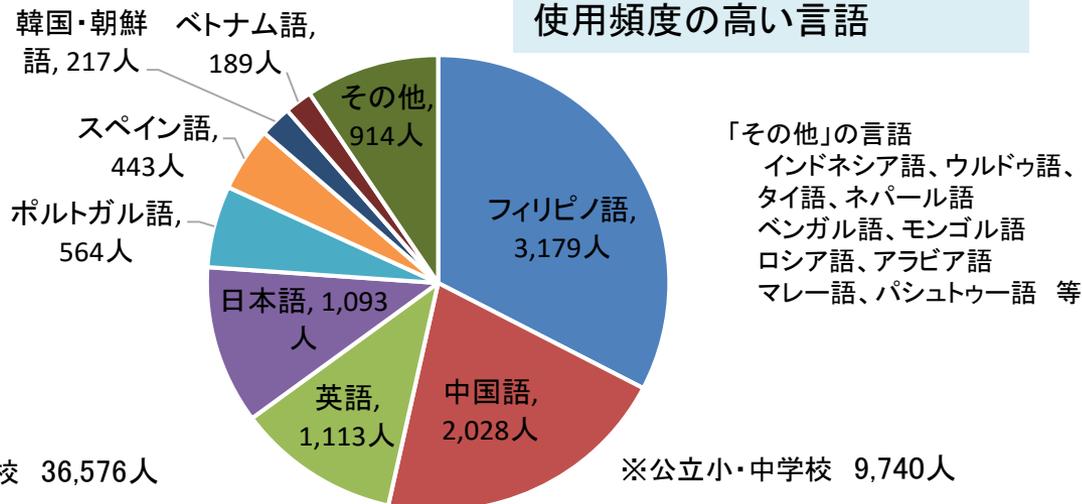
# 帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導の現状①

## ① 日本語指導が必要な児童生徒は多様化している

外国籍児童生徒の母語



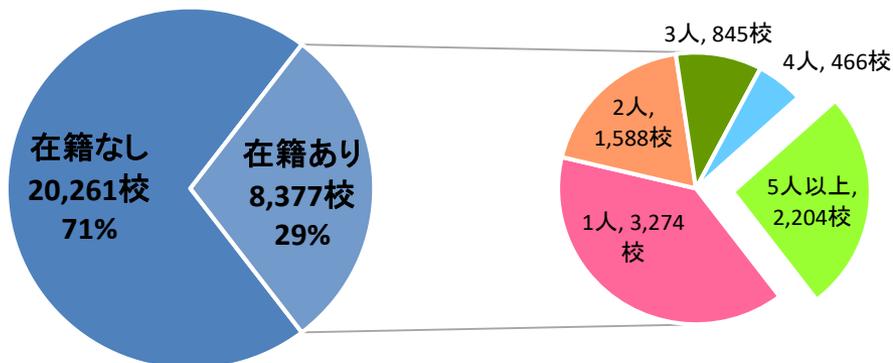
日本国籍児童生徒の比較的使用頻度の高い言語



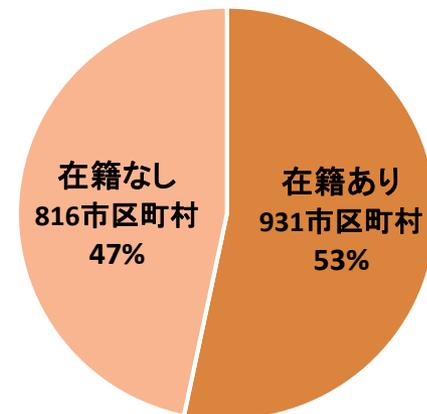
## ② 日本語指導が必要な児童生徒は集住化・散在化の傾向がみられる

公立小・中学校に日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校数

(公立小・中学校 28,638校)



公立小・中・高等学校等に日本語指導が必要な児童生徒が在籍する市町村数



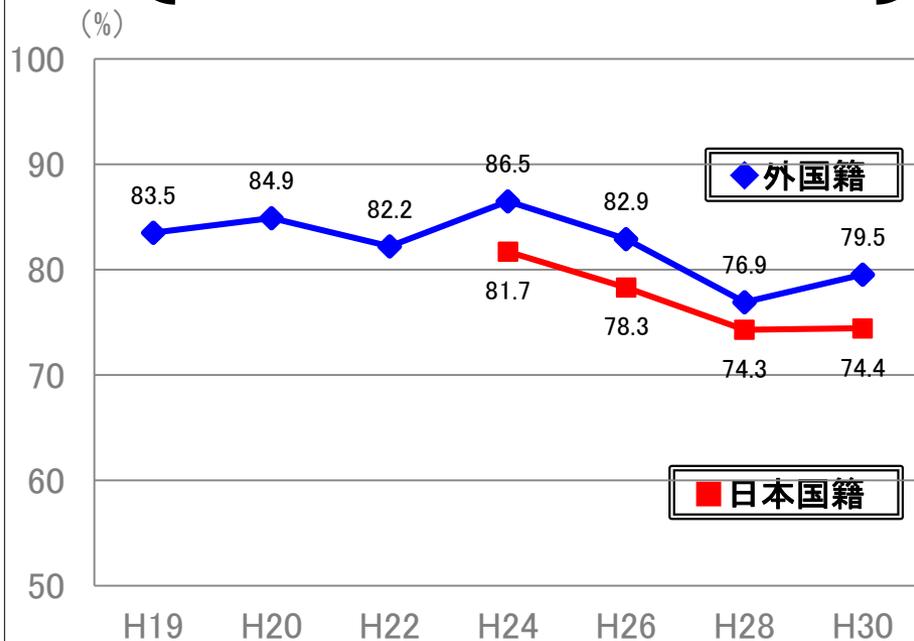
# 帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導の現状②

- 日本語指導が必要な児童生徒のうち、特別な指導（教科の補習等）を受けている割合は、外国籍の者で79.5% (2.6%増)、日本国籍の者で74.4% (0.1%増)となっている。

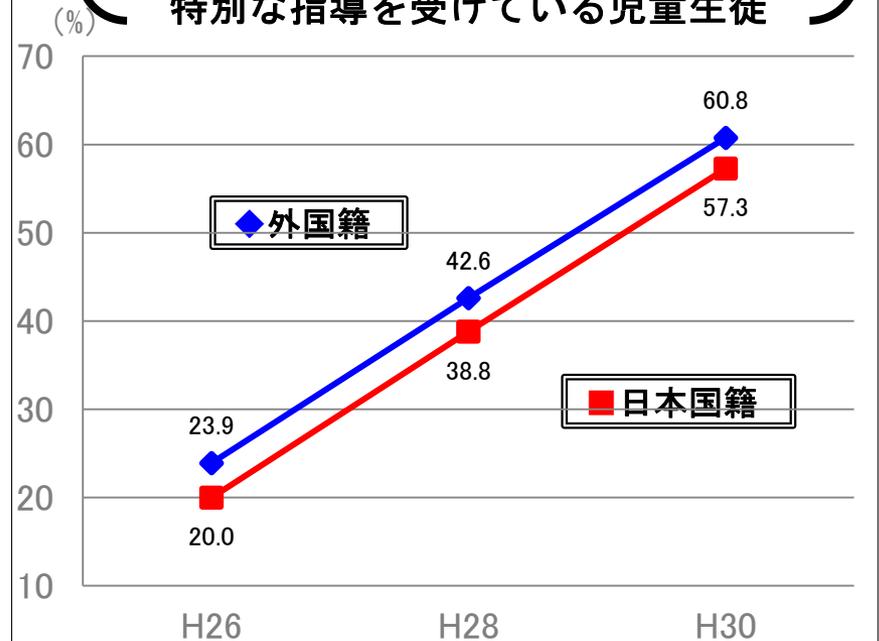
このうち、小中学校において一人一人に応じた指導計画の作成・評価を行う「特別の教育課程」(※)を編成・実施して日本語指導を受けている割合は、それぞれ60.8% (18.2%増)、57.3% (18.5%増)となっている。

※ 平成26年度から導入され、在籍学級以外の教室などで行われる特別の指導を指す。

特別な指導を受けている児童生徒  
日本語指導が必要な児童生徒



「特別の教育課程」による日本語指導  
を受けている児童生徒  
特別な指導を受けている児童生徒



# 【概要】「特別の教育課程」の編成・実施について

【平成26年4月1日に学校教育法施行規則の一部を改正】  
第56条の2、第56条の3、第79条、第108条第1項、第132条の3

## 1. 制度の概要

- ①指導内容: 児童生徒が日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようになるための指導
- ②指導対象: 小・中学校段階に在籍する日本語指導が必要な児童生徒
- ③指導者: 日本語指導担当教員(教員免許を有する教員)  
または、日本語指導担当教員＋指導補助者
- ④授業時数: 年間10単位時間から280単位時間までを標準とする
- ⑤指導の形態及び場所: 原則、児童生徒の在籍する学校における「取り出し」指導
- ⑥指導計画の作成及び学習評価の実施: 計画及びその実績は、学校設置者に提出

## 2. 制度導入により期待される効果

- 児童生徒一人一人に応じた日本語指導計画の作成・評価の実施  
→ 学校教育における日本語指導の質の向上
- 教職員等研修会や関係者会議の実施  
→ 地域や学校における関係者の意識及び指導力の向上
- 学校教育における「日本語指導」の体制整備 → 組織的・継続的な支援の実現

## 3. 支援体制

国の施策



【設置者】・学校への指導助言 ・人的配置、予算措置 ・研修の実施 等  
【学 校】・学校教育への位置付け ・指導計画の作成、指導、評価 等  
【支援者】・専門的な日本語指導 ・母語による支援 等  
・課外での指導・支援 等

# 義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第5号）の概要

## 趣 旨

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るため、次の措置を講ずる。

- ・ 基礎定数化に伴う教職員定数の標準の改正
- ・ 事務職員の職務内容の改正及び「共同学校事務室」の規定の整備
- ・ 学校運営協議会の役割の見直し、「地域学校協働活動」の実施体制の整備 等

この改正により、学校の指導・運営体制を充実し、地域との連携・協働を含めた 学校運営の改善を図ることにより、複雑化・困難化する諸課題に対応する学校の機能強化を一体的に推進

## 概 要

### 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正

- ・ 障害に応じた特別の指導（通級による指導）のための基礎定数の新設（児童生徒13人に1人）
- ・ 日本語能力に課題のある児童生徒への指導のための基礎定数の新設（児童生徒18人に1人）
- ・ 初任者研修のための基礎定数の新設（初任者6人に1人）

平成29(2017)年度～令和8(2026)年度までの10年間で計画的に措置

- ・ 少人数指導等の推進のための基礎定数の新設(学校の児童生徒数に応じて算定)
- ・ 教職員定数の加配事由に「共同学校事務室」を明示

### 義務教育費国庫負担法の一部改正

都道府県が設置する義務教育諸学校のうち、①不登校児童生徒を対象とするもの、②夜間その他特別な時間に授業を行うものの教職員給与に要する経費を国庫負担の対象に追加

### 学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、社会教育法等の一部改正

- ・ 学校の事務職員が主体的に校務運営に参画するよう職務規定の見直し等（学校教育法等の一部改正）
- ・ 学校事務を共同して処理する「共同学校事務室」の設置について制度化（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）
- ・ 教育委員会に対する学校運営協議会の設置の努力義務化、学校運営への支援について協議事項に位置付け、委員に「地域学校協働活動推進員」を加えるなどの規定の見直し（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）
- ・ 「地域学校協働活動」に関する連携協力体制の整備や「地域学校協働活動推進員」に関する規定の整備（社会教育法の一部改正）

学校の指導・運営体制の充実

学校の運営の改善

## 施行 期 日

平成29年4月1日

# 外国人児童生徒等教育に関する施策の充実

## 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改訂）の概要

平成30年12月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を策定。

令和元年6月に策定した「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」の方向性に沿って、「総合的対応策」を改訂。

令和元年12月20日  
外国人材の受入れ・共生  
に関する関係閣僚会議

### 外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進に向けた取組

（特定技能外国人の大都市圏その他特定地域への集中防止策等、特定技能試験の円滑な実施等）

- 地域における就労を希望する外国人材と企業とのマッチング支援（介護分野におけるマッチングを行う地方公共団体への財政支援、建設分野の特定技能外国人受入事業実施法人における求人求職のあっせん等の実施、地方公共団体とハローワークの連携によるモデル事業の実施等）
- 地方創生推進交付金による地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組の積極的な支援（優良事例の収集・横展開等）
- 技能試験の受験機会の拡大等（短期滞在者に係る受験資格対象者の拡大、日本語試験の不正防止の徹底）

### 生活者としての外国人に対する支援

- 一元的相談窓口に係る地方公共団体への支援拡大等（交付対象の全地方公共団体への拡大、複数の地方公共団体による広域連携の交付対象化、共生に資する日本人からの相談への対応等）
- 入管庁・法テラス・人権擁護機関・ハローワーク・査証相談窓口・JETRO等の関係部門を集約した「外国人共生センター（仮称）」の設置（地方における外国人の雇用促進支援、一元的相談窓口からの問合せへの対応、地方公共団体担当者への研修、通訳支援の試行等）
- やさしい日本語の活用に関するガイドラインの作成
- 多言語自動音声翻訳技術に関するAI同時通訳の実現や対応言語の追加等に向けた取組
- 災害時の情報発信・支援等の充実（災害情報の14か国語対応の推進、119番多言語対応等）
- 運転免許取得等に係る多言語化の要請（学科試験、外国の運転免許からの切替手続等）
- 金融機関における外国人の口座開設円滑化のための環境整備（14か国語のパンフレット作成・周知、外国人の在留期間の把握による口座の適切な管理等）
- 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の充実（地域における日本語教育環境を強化するための総合的な体制整備、ICT教材の対応言語の拡大等）
- 外国人労働者の就労場面における日本語コミュニケーション能力の評価支援（コミュニケーション能力の定義・評価ツールの作成、「ひな形」としての各企業への提供）
- 外国人児童生徒の就学機会の適切な確保等（「外国人の子供の就学状況等調査」の結果に基づく就学状況把握・就学促進の好事例の普及、日本語指導等きめ細かな指導を行う自治体の支援）
- 留学生の就職支援の強化
  - ・ 秋卒業者の国内就職促進（通年採用の促進、就職が内定した留学生に採用までの滞在を「特定活動」で認める取扱いの企業等への周知等）
  - ・ 留学生の日本語能力の多様性に応じた採用選考・採用後の柔軟な待遇等の推進に向けたチェックリストやベストプラクティス等の横展開、関係省庁から経済団体や大学等への周知
  - ・ 留学生や海外からのインターンシップの受入れの促進（外国人共生センター（仮称）を拠点とした説明会やセミナー等の実施等）
- 外国人労働者向け安全衛生教育教材の多言語化、VR技術等を用いた危険体感教育用教材の作成

### 新たな在留管理体制の構築

- 留学生の在籍管理が不適正な大学等に対する、留学生の受入れを認めない等の在留資格審査の厳格化や、留学生別科についての日本語教育機関と同様の基準作成等
- 技能実習生の失踪等の防止を目的とした取組の強化（失踪に帰責性がある実習実施者の一定期間の新規受入れ停止等）、日本人との同等報酬等の確認の徹底、人権侵害等の場合の実習先の変更が可能であることの周知
- 「収容・送還に関する専門部会」の議論を踏まえた、有効な送還方法等の在り方や法整備を含む措置の検討

# 外国人の受入れ・共生のための教育推進検討チーム報告 概要 ～日本人と外国人が共に生きる社会に向けたアクション～

背景

近年、小学校、中学校、高等学校等における日本語指導が必要な児童生徒数及びそれ以外の国内の日本語学習者数は大幅に増加しているとともに、外国人の子供の不就学を始めとして教育環境に係る問題も指摘されている。また、新たな在留資格が2019年4月より創設され、将来的には家族帯同による外国人の子供を含む更なる増加も見込まれる。

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を踏まえつつ、外国人の子供の教育、日本語教育、外国人留学生の国内就職促進等に係る課題を深掘りし、充実させるための方策について検討（2019年1月～6月、8回開催）。

## 重点的に進めるアクション

### 外国人児童生徒等への教育の充実

#### 学校におけるきめ細かな指導体制の更なる充実

- ①学校における教員・支援員等の充実
  - ・多言語化への対応（多言語翻訳システムの活用、遠隔教育の充実）
- ②教員の資質能力向上
  - ・指導者派遣の仕組みを構築し、全国的な研修機会を確保
- ③進学・キャリア支援の充実
  - ・高校生に加えて、中学生の支援を充実
  - ・高校入試における外国人生徒への特別な配慮を促進
- ④障害のある外国人の子供への支援
  - ・特別支援学校等においても、日本語指導補助者や母語支援員等を配置
  - ・特別支援教育と外国人児童生徒指導の双方を学ぶ教員研修の機会を充実

#### 地域との連携・協働を通じた教育機会の確保と共生

- ⑤外国人の子供の就学状況の把握及び就学促進
  - ・就学状況の全国調査を実施し、就学促進に向けた支援を充実
  - ・多言語での就学案内を徹底、外国人のための就園ガイド（仮称）を作成
- ⑥夜間中学の設置促進等・教育活動の充実
  - ・全ての都道府県・政令市に少なくとも一校が設置されるよう促進
  - ・日本語指導等を含む教育活動の充実
- ⑦異文化理解や多文化共生の考え方に基づく教育の充実
  - ・母語・母文化を尊重しつつ、日本語・日本文化への理解を促進

### 外国人に対する日本語教育の充実

- ①日本語教育の機会確保
  - ・国及び地方公共団体における地域日本語教育の総合的な体制整備の推進
  - ・日本語学習ICT教材の対応言語を拡大（8→14言語）
- ②日本語教師の質の向上
  - ・「日本語教師の日本語教育能力の判定に関する基本的な考え方（2019年3月）」を踏まえ、日本語教師の資格化を進める
  - ・就労者等に対する日本語教師の研修カリキュラムを一層普及
- ③日本語教育機関の質の向上
  - ・法務省告示日本語教育機関の質の向上に向け、法務省と連携を継続

### 留学生の国内就職促進・在籍管理の徹底

- ①留学生の国内就職の促進
  - ・外国人留学生の就職を促進するプログラムを認定
  - ・「在留資格」の切り替えが確実に行われるよう、地域単位での在留資格変更に係る研修会を実施
  - ・大学等の就職率等の情報を日本学生支援機構の特設サイトに掲載
- ②留学生の在籍管理の徹底
  - ・留学生の在籍管理状況の迅速・的確な把握と指導の強化
  - ・在籍管理の適正を欠く大学等に対する在留資格の厳格化
  - ・留学生別科に対し、日本語教育機関に関する法務省告示基準に準じた基準策定及び適合性の確認

# 共生社会の実現に向けた帰国・外国人児童 生徒等教育の推進支援

令和2年度予算額（案） 766百万円  
（前年度予算額 504百万円）



文部科学省

日本語指導が必要な児童生徒に対する支援体制を充実させることにより、こうした児童生徒が自立できる力を育成するなど、共生社会の実現に向けた外国人児童生徒等の教育の充実を図る。

## 【指導・支援体制整備】 712百万円(490百万円)

### 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業

各自治体が行う外国人児童生徒等への校内支援体制の整備に対する支援。

#### <支援メニュー>

- ・日本語指導補助者、母語支援員の派遣
- ・ICTを活用した教育・支援
- ・高校生等に対する包括的な教育・支援 等

補助対象： 都道府県・指定都市・中核市 補助率：1/3

### 定住外国人の子供の就学促進事業

就学に課題を抱える外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する自治体を支援。

#### <支援メニュー>

- ・日本語指導、教科指導、母語指導
- ・就学状況・進学状況に関する調査
- ・日本の生活・文化への適応を目指した地域社会との交流 等

補助対象： 都道府県・市区町村等 補助率：1/3

## 【教員の指導力向上】

### 日本語指導が必要な児童生徒等の 教育支援基盤整備事業【拡充】

17百万円(0.7百万円)

教員等の資質・能力の向上を図るため、オンライン研修講座用の動画コンテンツや、来日・帰国したばかりの外国人児童生徒等向けの動画コンテンツを作成する。

- ①新しい研修講座についての検討委員会の開催
- ②ポータルサイト「かすたねっと」の機能強化
- ③教員研修用動画コンテンツの作成(5本)
- ④外国人児童生徒等用動画コンテンツの作成(多言語)

## 【集住・散在地域に係る調査研究】

### 多文化共生に向けた日本語指導の 充実に関する調査研究【新規】

36百万円(新規)

外国人児童生徒等の一定地域への集住化、各地域への散在化、それぞれにおける課題を解決するため、先進的なプログラムの開発を行い、全国への普及を図る。

・教員養成課程を置く大学へ委託  
(4か所)

集住地域(小学校・中学校)  
散在地域(小学校・中学校)

## 外国人児童生徒等教育に係る研究協議会

1百万円(1百万円)

外国人児童生徒等教育や国際理解教育の充実資するため、都道府県・指定都市・中核市等教育委員会間の連携強化及びネットワークを構築する。

## 現状の課題と対応

- 日本語指導が必要な児童生徒は**増加傾向**(10年間で1.5倍)が続いており、**使用言語の多様化が進むとともに、集住化・散在化の両方の傾向がみられる**ようになっており、それぞれの地域の実情に応じたきめ細かな支援が必要となっている。
- 日本語指導が必要な児童生徒のうち、**特別な指導を受けていない児童生徒は、平成30年度では21.5%。**  
特別な指導を受けている児童生徒のうち、「**特別の教育課程**」による指導を受けている児童生徒は、**60.1%**である。
- 外国人児童生徒等の受入れ環境の整備を進めるためには、**日本語指導補助者や支援員の一層の充実を図るとともに、ICTの活用など指導・支援体制の工夫を図ること**により、効率的に指導・支援を行うことが必要不可欠。

### ◆帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業

補助対象： 都道府県・指定都市・  
中核市

補助率： 1/3

### ◆定住外国人の子供の就学促進事業

補助対象： 都道府県・市区町村等

補助率： 1/3

### 【校内の支援・指導体制の構築】

- 運営協議会・連絡協議会の実施
- 日本語指導補助者、母語支援員の派遣
- 幼児や保護者を対象としたプレスクール
- 親子日本語教室
- ICTを活用した教育・支援
- 高校生等に対する包括的な教育・支援 等

### 【校外での就学支援の推進】

- 不就学等の外国人の子供に対する日本語、教科、母語等の指導のための教室
- 上記教室にて指導を行う指導員の研修
- 就学状況や進学状況に関する調査
- 日本の生活・文化への適応を目指した地域社会との交流 等

■自治体を実施する外国人児童生徒等の教育に関する取組を支援することにより、各地域の実情に応じた指導・支援体制の構築を促進する。

教員の養成・研修に資する「モデルプログラム」の開発(2017～19年度)を踏まえ、その成果を活用しつつ、外国人児童生徒等教育を担う教員の資質・能力の向上を図ることにより、全国的な支援体制の充実を図る。

## 1. 研修講座検討委員会の開催 4,891千円(新規)

日本語指導が必要な外国人児童生徒等教育を担う教員のためのオンライン研修講座開発に向けた検討委員会を開催。

(検討内容:講座内容(導入編、指導編、履修証明プログラムとして提供できる教育内容等)、文科省開発「モデルプログラム」の活用等)



## 2. ポータルサイト「かすたねっと」の機能強化 700千円(700千円)

先進地域で作成された教材や翻訳文書など、外国人児童生徒等教育に関する資料を集約したポータルサイト「かすたねっと」の機能強化を図る。

### 「かすたねっと」の機能強化



## 3. 研修用動画コンテンツの作成 9,000千円(新規)

日本語指導が必要な外国人児童生徒等教育を担う教員の資質・能力の向上を図るため、教育委員会が実施する研修での活用や個人でも受講することができる動画コンテンツを作成し、「かすたねっと」で提供。



## 4. 外国人児童生徒等用動画コンテンツの作成 2,144千円(新規)

来日・帰国したばかりの外国人児童生徒等が日本での学校生活等について、理解を深めてもらうための動画コンテンツを作成し、「かすたねっと」で提供。

※言語:ポルトガル語、中国語、フィリピン語、スペイン語、ベトナム語、英語 等



「かすたねっと」の機能強化を行い、教員の資質・能力の向上を図ることにより、日本語指導が必要な外国人児童生徒等が在籍するすべての学校において、支援体制の確立・充実が図られる。



外国人児童生徒等の在籍状況を見ると、一定地域に集住しているケースが多い一方、各地域に散在する傾向もみられる。こうした状況を踏まえ、共生社会の実現に向け、集住地域、散在地域それぞれの課題解決のための方策について、先進的なプログラムを開発し、全国への普及を図る。

教員養成課程を置く大学に対し、集住地域、散在地域それぞれの課題解決のための先進的なプログラムの開発を委託。

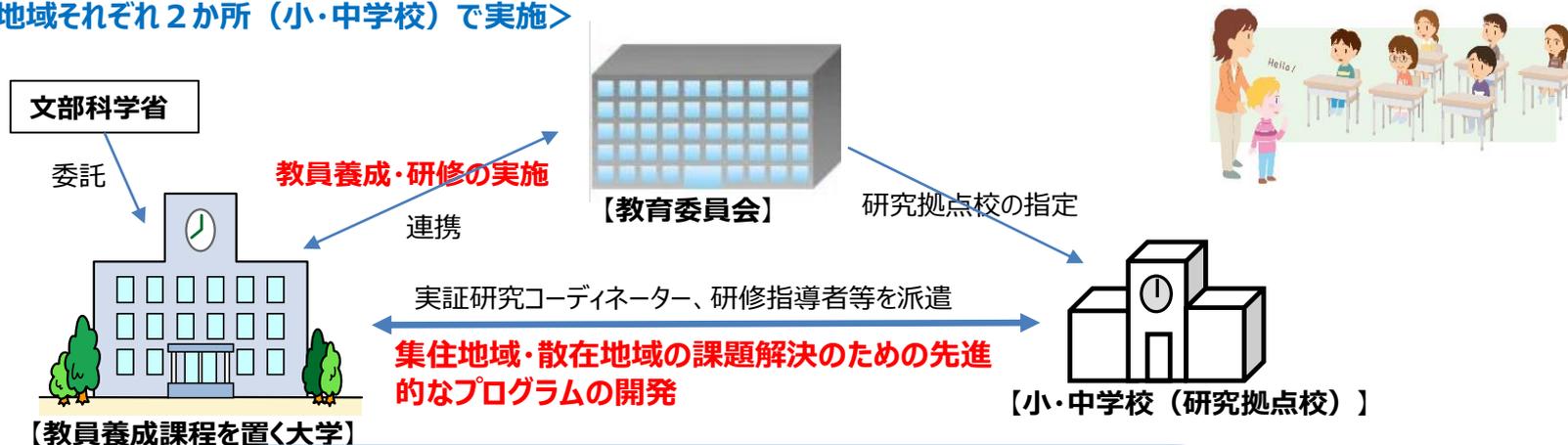
## <集住地域>

日本人児童生徒を含む**全ての児童生徒が基礎的な学力を身に付け、多様な文化背景を理解しながら共に学ぶ授業の在り方**について先進的なモデルを開発。

## <散在地域>

外国人児童生徒スーパーバイザー（仮称）が遠隔での教員研修や相談等を通じて、**地域における拠点校設置等や、日本語指導体制の構築を支援**。

### <集住地域・散在地域それぞれ2か所（小・中学校）で実施>



研究の成果を全国に普及することにより、**集住地域・散在地域において、共生社会に向けた、外国人児童生徒等への適切な教育の機会が確保される。**

# かすたねつと～外国につながるのある児童・生徒の学習を支援する情報検索サイト～

様々な言語で作成された学校・自治体からのお知らせや教材を「かすたねつと」からダウンロードできます。ぜひご利用ください



[サイトトップ](#) [このサイトについて](#) [利用規約](#)



「かすたねつと」は外国につながるのある  
児童・生徒の学習を支援する情報検索サイトです



科目別・カテゴリ別・言語別などで検索できます。

URL: <https://casta-net.mext.go.jp/>



教材・文書検索ツール

教材検索

生徒への指導・学習に利用できる多言語対応の教材・資料です。

科目種別

|    |     |       |    |
|----|-----|-------|----|
| 国語 | 社会  | 算数・数学 | 理科 |
| 生活 | 外国語 | 日本語   |    |

学校種

|     |     |      |
|-----|-----|------|
| 小学校 | 中学校 | 高等学校 |
|-----|-----|------|

文書検索

保護者へのお知らせに利用できる多言語対応の文書資料です。

主題

|         |       |        |       |
|---------|-------|--------|-------|
| 進路・成績   | 費用・給付 | 保健     | 学校行事  |
| 日課・持ち物  | 課外活動  | 届出・証明書 | 災害・防犯 |
| 学校制度・就学 | 用語集   |        |       |

多言語の学校関係支援ツール

用語検索

多言語の学校関係用語を検索できます。

予定表作成

多言語の予定表を作成できます。

# 「外国人児童生徒受入れの手引き」の改訂について

## 「手引き」のあらまし

- 文部科学省において平成23年に策定。
- 外国人児童生徒等の学校への受入れに当たり、日本語指導担当教師、学級担任、学校の管理職、教育委員会の担当指導主事等、各関係者が取り組むべき事項を指針として取りまとめたもの。



- 外国人児童生徒の増加や多言語化、これまでの制度改正の状況に即応し、今般、手引きの全面的な改訂を実施する。

### 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（平成30年12月）

近年の外国人の増加を踏まえ、学校や教育委員会等が受入れ体制の整備や外国人児童生徒等及びその保護者とのコミュニケーションを適切に図ることができるよう、「外国人児童生徒受入れの手引き」を平成30年度中に改訂する。《施策番号65》

## 改訂の主なポイント

- 最新の統計データの反映  
・「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」の結果等、最新の統計データを本文や図表に反映。
- 制度改正等のアップデート  
・「特別の教育課程の編成・実施（平成26年）」「義務標準法の改正による教員定数の基礎定数化（平成29年）」等、教育行政の制度改正内容等をアップデート。
- 最新の指導ツールの提示  
・「外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラム」「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA」「情報検索ネット『かすたねっと』（リニューアル版）」等、新たに開発された指導・支援ツールを盛り込む。
- 支援体制の構築に関する記載の充実  
・日本語教育の指導方法のみならず、地域における連携体制の構築や、市町村・都道府県教育委員会における推進体制等に関する記述を充実・強化。
- 先進的な自治体の取組事例をコラムとして掲載  
・「拠点校等の設置」「日本語指導が必要な中学生のための初期支援校」「連絡協議会の取組」等、具体的な事例を提示し、各自治体の更なる取組を促進。

他

# 外国人児童生徒 受入れの手引

改訂版



2019年3月

文部科学省総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課

就学・進学機会の確保・その後の継続的な支援

# 外国人の子供の公立義務諸学校への受入れについて

外国人がその保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には、無償で受け入れており、教科書の無償給与や就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障している。

## 【参考】

日本国憲法（昭和21年11月3日憲法）

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

教育基本法（平成18年12月22日法律第百二十号）

（義務教育）

国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。（2～4項省略）

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）（昭和54年8月4日条約第6号）（抄）

第十三条

一 この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める。

二 この規約の締約国は、一の権利の完全な実現を達成するため、次のことを認める。

(a) 初等教育は、義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。

(b) 種々の形態の中等教育(技術的及び職業的中等教育を含む。)は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとする。

児童の権利に関する条約（平成6年5月16日条約第2号）（抄）

第二十八条

一 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、

(a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。

(b) 種々の形態の中等教育(一般教育及び職業教育を含む。)の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。

# 「外国人児童生徒の就学の促進及び就学状況の把握等について(通知)」(2019年3月15日付) (都道府県・指定都市及びそれぞれの教育委員会宛て)

## 1. 外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握

### (1) 就学案内等の徹底

- 就学に関する広報・説明の実施
- 日常生活で使用する言語での情報提供
- 住民基本台帳の情報に基づく就学案内の通知
- 幼稚園等への就園に関する情報提供

### (2) 就学状況の把握

- 学齢簿に準じるものの作成など、適切な情報の管理
- 外国人学校等も含めた就学状況の把握、情報の更新
- 就学機会確保のための継続した働きかけ

### (3) 外国人関係行政機関との連携の促進

- 総合教育会議の活用、住民基本台帳担当部署、福祉担当部署、各種学校担当部署、多文化共生担当部署、公共職業安定所、地方出入国在留管理局等との連携

## 2. 学校への円滑な受入れ

### (1) 就学校の決定に伴う柔軟な対応

- 通学区域内の義務教育諸学校において受け入れ体制が整備されていない場合の他区域への通学

### (2) 障害のある外国人の子供の就学先の決定

- 総合的な観点からの就学先決定、言語・教育制度・文化的背景の違いに留意した本人や保護者への丁寧な説明

### (3) 受入学年の決定等

- ただちに年齢相当学年の教育を受けることが適切でないと認められるときに、下学年への入学を認めることが可能
- 進級・卒業に当たり、学習の遅れに対する不安により保護者等からの要望がある場合に、補充指導や、進級・卒業の留保などの適切な対応が必要

### (4) 学習の機会を逸した外国人の子供の学校への受入れ促進

- 本人や保護者の希望に応じ、日本語教室等において受け入れや学校生活への円滑な適応につなげるための支援、望ましい時期での学校への入学

### (5) 学齢を超過した外国人への配慮

- 本人の希望等を踏まえ公立中学校での受け入れが可能、夜間中学を設置している自治体においては夜間中学への入学が可能であることを案内

# 外国人の子供の就学状況等調査結果(速報値)

調査基準日:原則として令和元年5月1日

## (1) 就学状況の把握状況

I 学齢相当の外国人の子供の人数(住民基本台帳上の人数) 124,049人

II 学齢相当の外国人の子供の就学状況の把握状況(下表)

III 不就学の可能性があると考えられる外国人の子供の数を単純合計すると(③+⑤+⑥)、19,654人となる。(さらに④を加えると22,701人。)

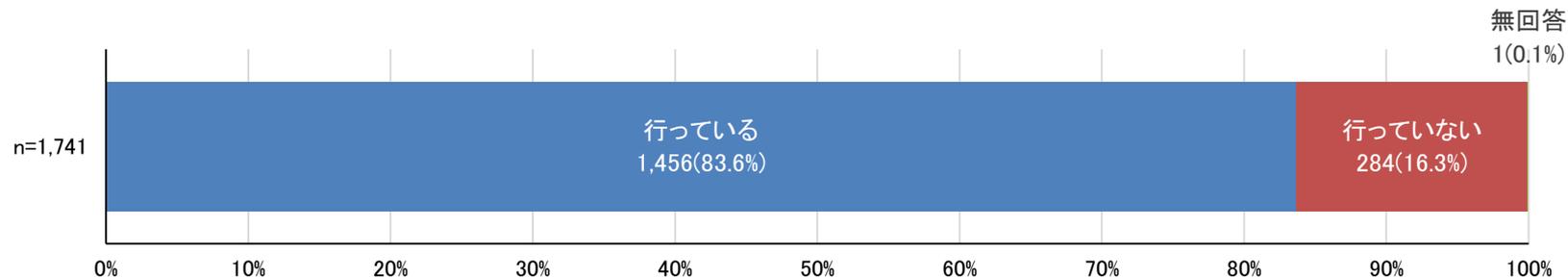
| 区分     | 住民基本台帳上の人数 | 市町村教育委員会から報告のあった人数 |             |          |                      |                    |          | (参考)<br>(※3)<br>⑥住民基本台帳上の人数との差(人) |
|--------|------------|--------------------|-------------|----------|----------------------|--------------------|----------|-----------------------------------|
|        |            | 就学者数               |             | ③<br>不就学 | ④<br>出国・転居<br>(予定含む) | ⑤<br>就学状況<br>確認できず | 計<br>(人) |                                   |
|        |            | ①義務教育<br>諸学校       | ②外国人<br>学校等 |          |                      |                    |          |                                   |
| 小学生相当計 | 87,164     | 68,246             | 3,361       | 648      | 2,220                | 5,976              | 80,451   | 6,746                             |
| (構成比)  |            | (84.8%)            | ( 4.2%)     | ( 0.8%)  | ( 2.8%)              | ( 7.4%)            | (100.0%) |                                   |
| 中学生相当計 | 36,885     | 28,149             | 1,643       | 352      | 827                  | 2,792              | 33,763   | 3,140                             |
| (構成比)  |            | (83.4%)            | ( 4.9%)     | ( 1.0%)  | ( 2.4%)              | ( 8.3%)            | (100.0%) |                                   |
| 合計     | 124,049    | 96,395             | 5,004       | 1,000    | 3,047                | 8,768              | 114,214  | 9,886                             |
| (構成比)  |            | (84.4%)            | ( 4.4%)     | ( 0.9%)  | ( 2.7%)              | ( 7.7%)            | (100.0%) |                                   |

※ ④には、出国者も多く含まれるが、国内転居の後に不就学状態になっている者も含まれている可能性がある。他方、⑤、⑥には、実際には就学者も含まれている可能性があると考えられる。(今回の調査は、あくまで市町村教育委員会が把握している外国人の子供の就学状況について調査を行ったものであるため、設置主体が当該市町村教育委員会とは異なる学校(国私立学校、外国人学校等、他市町村の学校)については、実際には在籍していても、当該市町村教育委員会がその状況を把握していないなど、実際の在籍状況とは異なる場合もあり得る。)

※ 上表の「計114,214人」と「⑥9,886人」を足しても「(1) I 124,049人」にならないのは、⑥の算出に当たり、(1) I で無回答だった地方公共団体の①～⑤の人数を除いているためである。

## (2) 住民登録手続きの際の就学案内の実施状況①

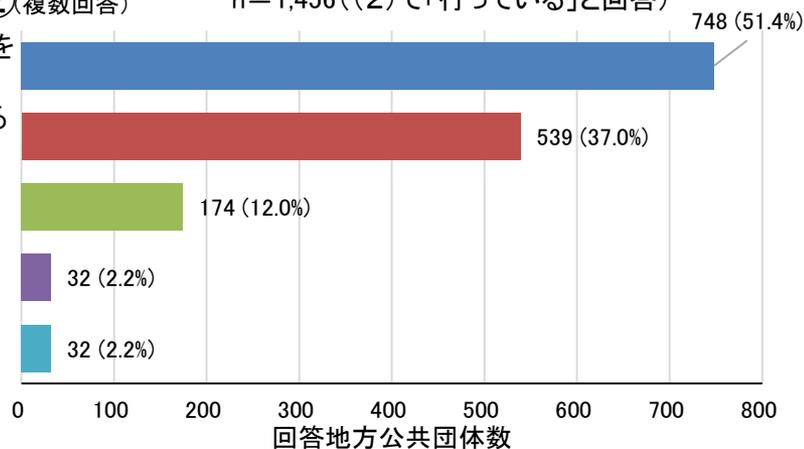
※ 外国人が住民登録に係る手続きを行う際、併せて就学案内を行う地方公共団体の状況



## (3) 住民登録手続きの際の就学案内の実施状況②(複数回答)

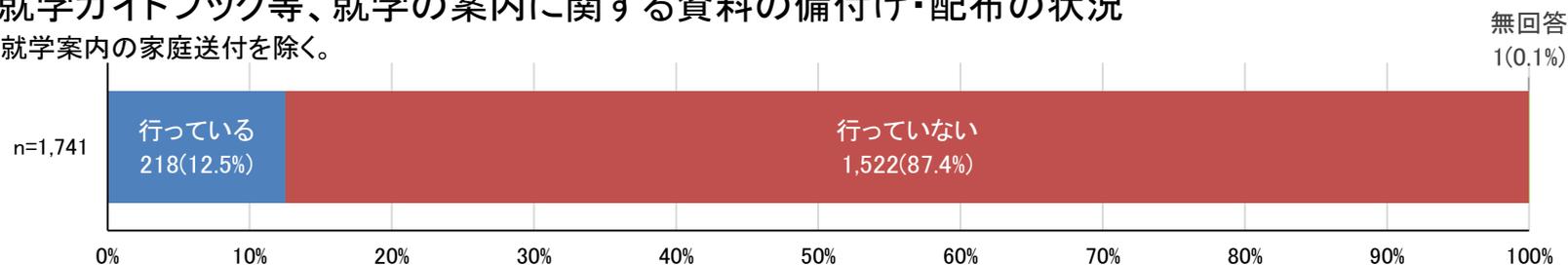
n=1,456((2)で「行っている」と回答)

- ア 就学希望の有無に関わらず、全ての者に就学に関する説明を行っている
- イ 就学希望の有無を尋ね、希望がある場合には、就学に関する説明を行っている
- ウ 就学希望の有無を尋ねることはしていないが、先方から就学希望があった場合には、就学に関する説明を行っている
- エ 就学に関する資料配布のみを行っている
- オ その他

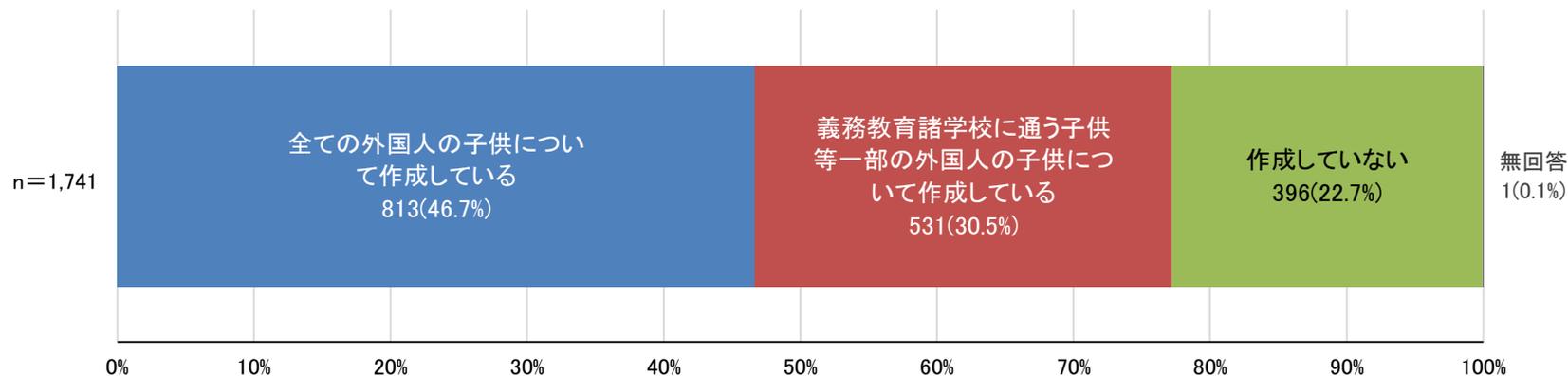


## (4) 就学ガイドブック等、就学の案内に関する資料の備付け・配布の状況

※就学案内の家庭送付を除く。



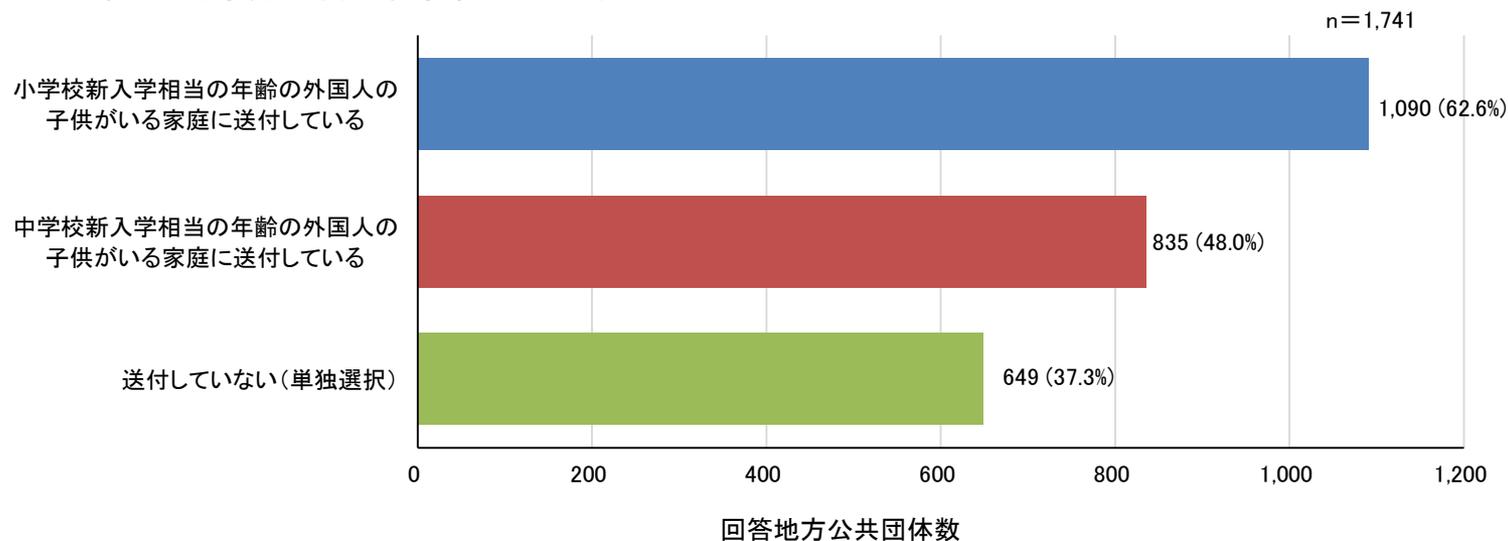
## (5) 学齢相当の外国人の子供に係る学齢簿に準じるものの作成状況



## (6) 就学案内の送付状況

(複数回答)

※ 外国人の子供がいる家庭に対する就学案内の送付状況



## (7) 指導体制の整備状況

### ① 教育委員会における、日本語指導が必要な外国人児童生徒等の受入れに係る指導体制の整備状況 (複数回答)

n=1,741

|   | 選択肢   | 回答数 | 構成比(%) |
|---|---|-----|--------|
| ア | 一定域内で初期日本語・適応指導教室や日本語・教科統合指導などの取り出し授業を行うための「拠点校」を設置し、域内の日本語指導が必要な児童生徒が通級を行う                 | 108 | 6.2    |
| イ | 一定域内で初期日本語・適応指導教室や日本語・教科統合指導などの取り出し授業を行うための「拠点校」を設置し、担当教員が拠点校での指導に加え、拠点校以外の学校へも巡回指導を行う      | 96  | 5.5    |
| ウ | 日本語指導の支援者や母語支援員等が域内の学校を巡回して指導・支援を行う<br>※(イ)のケースを除く  | 285 | 16.4   |
| エ | 学校に配置(複数校を巡回するものを除く)した外国人児童生徒等教育担当教員や日本語指導の支援者、母語支援員が指導・支援を行う<br>※(ア)(イ)のような「拠点校」方式によるものを除く | 491 | 28.2   |
| オ | 外国人児童生徒等教育担当教員が配置されていない学校において、ICT等を活用した遠隔教育を実施している  | 7   | 0.4    |
| カ | 教育委員会等に、外国人児童生徒等教育の指導内容等の研究開発・提供、教員・支援員の配置・研修等についてのコーディネートを行うための組織を設置している                   | 109 | 6.3    |
| キ | 特段の指導体制を整備していない(単独選択)   | 891 | 51.2   |
| ク | その他   | 128 | 7.4    |

#### 「ク その他」記載例:

市の教育センターに日本語教室を設置／市の「教育支援員」や「英語推進アドバイザー」が、児童生徒と保護者が文化について理解したり生活習慣を身に付けるための支援を実施／個別に対応／外部の日本語指導団体や国際交流協会と連携／教育委員会が独自に初期適応支援教室を設置／翻訳機能付きタブレット端末等の整備 等

### ② 特段の指導体制を整備していない場合の理由 (複数回答)

n=891 (①でキを選択)

|   | 選択肢                                  | 回答数 | 構成比(%) |
|---|--------------------------------------|-----|--------|
| ア | 所管する学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒等がない又は少ない | 825 | 92.6   |
| イ | 通常の学級において必要な支援ができています                | 66  | 7.4    |
| ウ | どのような支援を行うべきか分からない                   | 39  | 4.4    |
| エ | 人員や予算が不足している                         | 132 | 14.8   |
| オ | その他                                  | 25  | 2.8    |

#### 「オ その他」記載例:

状況に応じ個別に指導／自費で日本語学校へ通っており日本語が理解できている／県による支援を活用している 等

# 高等学校における受入れ

## ①帰国・外国人生徒に対する入学者選抜の状況について

|       | 試験教科を<br>軽減している | 学科試験を<br>実施しない | その他    |
|-------|-----------------|----------------|--------|
| 帰国生徒  | 15 府県           | 2 県            | 23 道府県 |
| 外国人生徒 | 13 府県           | 1 県            | 25 道府県 |

## ②各学校における特別定員枠の設定状況

|       | 特別定員枠を設定している |
|-------|--------------|
| 帰国生徒  | 18 都道府県      |
| 外国人生徒 | 14 都道府県      |

※「その他」に該当する内容

- ・出題文の漢字にルビを振る
- ・辞書の持ち込みを許可する
- ・試験時間の延長 等

出典「平成31年度高等学校入学者選抜の改善等に関する状況調査」  
※上記調査において、帰国・外国人生徒に対する取組を行った学校数を  
回答した都道府県の数を記載。

高等学校における保護者の転勤以外の事情により海外から帰国した生徒に対する編入学の機会の拡大等  
について(通知)

平成25年5月20日付け25文科初第243号

### 1. 海外から帰国した生徒に対する編入学の機会の拡大

#### (1) 編入学の出願資格について

帰国生徒については、保護者の転勤に伴う場合と同様に、**保護者の転勤以外の事情により、海外の高等学校へ進学した後帰国した場合**についても、編入学の出願資格を得られるように配慮すること。

文部科学省HPリンク →[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/004/1335059.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/004/1335059.htm)

# 平成29年度中の日本語指導が必要な高校生等の中退・進路状況

※ここでいう「高校生等」とは、公立の全日制・定時制高等学校、通信制高等学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部の生徒をいう。

※全高校生等のデータは、「平成29年度学校基本調査(※1)」、「平成30年度学校基本調査(※2)」及び「平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(※3)」を基に算出。

## 1. 中途退学率

|                              | 在籍している生徒数      | 中途退学した生徒数   | 中退率  |
|------------------------------|----------------|-------------|------|
| 日本語指導が必要な高校生等(特別支援学校の高等部は除く) | 3,933          | 378         | 9.6% |
| 全高校生等(特別支援学校の高等部は除く)         | 2,295,416 (※1) | 28,929 (※3) | 1.3% |

## 2. 進路状況

### ①進学率

|               | 高等学校等を卒業した生徒数 | 高等学校等を卒業した後大学や専修学校などの教育機関等(※4)に進学等した生徒数 | 進学率   |
|---------------|---------------|---|-------|
| 日本語指導が必要な高校生等 | 704           | 297                                     | 42.2% |
| 全高校生等         | 750,315 (※2)  | 533,118 (※2)                            | 71.1% |

(※4)短期大学、専門学校、各種学校を含む

### ②就職者における非正規就職率

|  | 高等学校等を卒業した後就職した生徒数 | 高等学校等を卒業した後非正規又は一時的に就職した生徒数 | 就職者における非正規就職率 |
|--|--------------------|-----------------------------|---------------|
| 日本語指導が必要な高校生等(全日制・定時制・通信制高校及び中等教育学校後期課程のみ) | 245                | 98                          | 40.0%         |
| 全高校生等(全日制・定時制高校及び中等教育学校後期課程のみ)             | 158,135 (※2)       | 6,746 (※2)                  | 4.3%          |

### ③進学も就職もしていない者の率

|               | 高等学校等を卒業した生徒数 | 高等学校等を卒業した後進学・就職(・帰国)していない生徒数(不詳、死亡は除く) | 進学も就職もしていない者の率 |
|---------------|---------------|---|----------------|
| 日本語指導が必要な高校生等 | 704           | 128                                     | 18.2%          |
| 全高校生等         | 750,315 (※2)  | 50,373 (※2)                             | 6.7%           |

(出典)文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成30年度)」

# 最近の主な動き

## 中央教育審議会における検討

中央教育審議会諮問（4月17日）において、審議事項の一つとして「増加する外国人児童生徒等への教育の在り方」が盛り込まれた。

## 有識者会議における検討

外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議を設置し、6月から議論を開始したところ。中央教育審議会の諮問事項について議論を行うとともに、外国人児童生徒等教育の充実や外国人の子供の就学機会の確保について検討を行う。

## 日本語指導アドバイザーボードの設置

日本語指導、多文化共生等に関する有識者・専門家9名で構成。外国人児童生徒等の教育に関する施策への助言を行うとともに、自治体に赴き、教員研修の講師や指導助言等を実施する。

## 現在の学校教育の成果の例

- OECD・PISA2015で15歳の子供たちは、数学的リテラシーや科学的リテラシーがOECD加盟国中1位など、世界トップレベルの学力水準
- 全国学力・学習状況調査において、成績下位の都道府県の平均正答率と全国の平均正答率との差が縮小するなど学力の全体的な底上げが確実に進展
- 高等学校の多様化が進み、大学や産業界等との連携の下で様々な教育や、地域社会の課題解決に大きく貢献する活動が展開

知・徳・体を一体で育む「日本型学校教育」は学力水準を高め、社会性を育ててきた  
それを支えてきたのは、子供達の教育に志を持つ教師の献身的な取組である

## 社会の急激な変化とともに、次のような課題も顕在化

- 児童生徒の語彙力や読解力に課題
- 高校生の学習時間減少や学習意欲の希薄化
- 大学受験に最低限必要な科目以外を真剣に学ぶ動機の低下
- いじめの重大事態や児童虐待相談対応件数が過去最多、障害のある児童生徒、不登校児童生徒、外国人児童生徒等の増加
- 教師は小学校月約59時間、中学校月約81時間の時間外勤務（平成28年度の教員勤務実態調査）
- 教師の採用選考試験の競争率の減少、とりわけ小学校採用試験の倍率の急落 [12.5倍(平成12年度)→3.5倍(平成29年度)]
- 学校のICT環境は脆弱であり、地域間格差も大きいなど危機的な状況
- 人口減少、少子高齢化の進展により、一市町村一小学校一中学校等の自治体が増加

## Society5.0時代の教育・学校・教師の在り方

- Society5.0時代には、①読解力や情報活用能力、②教科固有の見方・考え方を働かせて自分の頭で考えて表現する力、③対話や協働を通じて知識やアイデアを共有し新しい解や納得解を生み出す力等が必要
- 教師を支援するツールとして先端技術を活用し、①地理的制約を超えた多様な他者との協働的な学び、②一人一人の能力、適性等に応じた学び、③子供たちの意欲を高めやりたいことを深められる学びを実現
- 子供たちの学びの変化に応じた資質・能力を有する教師、多様性があり、変化にも柔軟に対応できる教師集団
- 「チームとしての学校」の推進

新学習指導要領  
の実施

Society5.0時代の到来を見据え、初等中等教育  
の現状及び課題を踏まえ、

これからの初等中等教育の  
在り方について総合的に検討

学校における働き方改革

# 中央教育審議会において審議をお願いしたい事項

## 1. 新時代に対応した義務教育の在り方

- 基礎的読解力などの基盤的な学力の確実な定着に向けた方策
- 義務教育9年間を見通した児童生徒の発達の段階に応じた学級担任制と教科担任制の在り方や、習熟度別指導の在り方など今後の指導体制の在り方
- 年間授業時数や標準的な授業時間等の在り方を含む教育課程の在り方
- 障害のある者を含む特別な配慮を要する児童生徒に対する指導及び支援の在り方など、児童生徒一人一人の能力、適性等に応じた指導の在り方

## 2. 新時代に対応した高等学校教育の在り方

- 普通科改革など各学科の在り方
- 文系・理系にかかわらず様々な科目を学ぶことや、STEAM教育の推進
- 時代の変化・役割の変化に応じた定時制・通信制課程の在り方
- 地域社会や高等教育機関との協働による教育の在り方

## 3. 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方

- 外国人児童生徒等の就学機会の確保、教育相談等の包括的支援の在り方
- 公立学校における外国人児童生徒等に対する指導体制の確保
- 日本の生活や文化に関する教育、母語の指導、異文化理解や多文化共生の考え方に基づく教育の在り方

## 4. これからの時代に応じた教師の在り方や教育環境の整備等

- 児童生徒等に求められる資質・能力を育成することができる教師の在り方
- 義務教育9年間を学級担任制を重視する段階と教科担任制を重視する段階に捉え直すことのできる教職員配置や教員免許制度の在り方
- 教員養成・免許・採用・研修・勤務環境・人事計画等の在り方
- 免許更新講習と研修等の位置付けの在り方など教員免許更新制の実質化
- 多様な背景を持つ人材によって教職員組織を構成できるようにするための免許制度や教員の養成・採用・研修・勤務環境の在り方
- 特別な配慮を要する児童生徒等への指導など特定の課題に関する教師の専門性向上のための仕組みの構築
- 幼児教育の無償化を踏まえた幼児教育の質の向上
- 義務教育をすべての児童生徒等に実質的に保障するための方策
- いじめの重大事態、虐待事案に適切に対応するための方策
- 学校の小規模化を踏まえた自治体間の連携等を含めた学校運営の在り方
- 教職員や専門の人材の配置、ICT環境や先端技術の活用を含む条件整備の在り方

# 外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議の設置

令和元年5月30日

## 1. 趣 旨

外国人児童生徒等に対する教育に係る現状と課題を分析し、その更なる充実のための方策について検討を行う。

## 2. 検討事項

- (1) 外国人の子供の就学機会の確保
- (2) 外国人児童生徒等に対する教育の充実
- (3) 異文化理解や多文化共生の考え方に基づく教育の在り方
- (4) その他

## 3. 委員（五十音順、敬称略）

|                   |                                 |
|-------------------|---------------------------------|
| 内田 千春             | 東洋大学大学院教授                       |
| オチャンテ 村井 ロサ メルセデス | 桃山学院教育大学教育学部教育学科講師              |
| 櫻井 敬子             | 浜松市教育委員会指導課教育総合支援センター外国人支援グループ長 |
| 佐藤 郡衛             | 明治大学特任教授                        |
| 高橋 清樹             | 認定NPO法人多文化共生教育ネットワークかながわ事務局長    |
| 田中 宝紀             | NPO法人青少年自立援助センター定住外国人支援事業部責任事業者 |
| 浜田 麻里             | 京都教育大学教授                        |
| 藤巻 秀樹             | 北海道教育大学教授                       |
| 古沢 由紀子            | 読売新聞東京本社編集局編集委員                 |
| 松尾 知明             | 法政大学教授                          |
| 村松 好子             | 兵庫県教育委員会播磨東教育事務所所長              |

## 日本語指導アドバイザーボード設置

令和元年5月29日

### 1. 趣旨

地方公共団体における外国人児童生徒等教育を担う教員等の資質能力の向上を図るとともに、日本語指導の指導者を養成するため、日本語指導アドバイザーの派遣等を実施する。

### 2. 日本語指導アドバイザーの業務

- (1) 地方公共団体に対する、外国人児童生徒等教育の推進に係る助言
- (2) 地方公共団体等が実施する日本語指導の指導者養成研修における指導
- (3) 今後の外国人児童生徒等に対する支援方策の検討
- (4) その他

### 3. 実施期間

令和元年5月29日から令和2年3月31日

### 4. その他

派遣業務に係るアドバイザーへの旅費・謝金等については、文部科学省から支出する。

### 5. 日本語指導アドバイザー（五十音順・敬称略）

|     |     |                      |
|-----|-----|----------------------|
| 今澤  | 悌   | 山梨県甲府市立大國小学校教諭       |
| 海老原 | 周子  | 一般社団法人kuriya 代表理事    |
| 大菅  | 佐妃子 | 京都市教育委員会副主任指導主事      |
| 小島  | 祥美  | 愛知淑徳大学准教授            |
| 近田  | 由紀子 | 目白大学専任講師             |
| 齋藤  | ひろみ | 東京学芸大学教職大学院教授        |
| 佐藤  | 郡衛  | 明治大学特任教授             |
| 築樋  | 博子  | 豊橋市教育委員会外国人児童生徒教育相談員 |
| 浜田  | 麻里  | 京都教育大学教授             |

## 検討の背景

- 日本語指導を必要とする児童生徒は平成30年度に5万人を超え、母語の多様化も進行。新たな在留資格の創設により、今後更なる在留外国人の増加が見込まれる。
- 国が初めて実施した調査により、約2万人の外国人の子供が就学していない可能性があるか、就学状況が確認できていない状況にあることが明らかに。
- 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12月）、中央教育審議会に対する諮問（平成31年4月）等も踏まえ、更なる充実の方向性を検討。

## 基本的な考え方

- 外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に制度設計を行うことが必要。「誰一人取り残さない」という発想に立ち、社会全体としてその環境を提供できるようにする。（すべての外国人の子供が就学することを目標に）
- 就学前段階や高等学校段階、学校卒業後も見据えた体系的な指導・支援、また、日本語教育のみならず、キャリア教育や相談支援などを包括的に提供する必要。
- 学齢期から様々なルーツを有する子供達とともに学習することで、国際的な視点を持って社会で活躍する人材となり得ることを重視し、指導に取り組む。

## 分野ごとの主な施策

|                              | 速やかに実施すべき施策<br>(可能なものから速やかに具体化を図り、施策として実行)  | 実現に向けて取り組む課題<br>(順次、施策化に必要な制度的対応や予算を検討)  |
|------------------------------|---|--|
| 1. 指導体制の確保・充実                | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 国の補助事業（拠点校方式等の指導体制構築、初期集中支援の実施、支援員配置、ICT活用等）の一層の活用促進</li> <li>• <b>散在地域の指導体制構築</b>に関し、実践研究を実施し、その成果を全国に普及</li> </ul>                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>「日本語教師」を、学校での日本語指導に積極的に活用</b>（特別免許状、特別非常勤講師制度の活用も検討）</li> <li>• 「GIGAスクール構想」の検討と共に、<b>ICT教材の活用、遠隔授業の実施</b>等を推進</li> </ul>                        |
| 2. 日本語指導担当教師等の指導力の向上、支援環境の改善 | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 教員研修のための<b>「モデルプログラム」を全国展開</b></li> <li>• 教師が外国人児童生徒等について効率的に必要な知識や技能を得られる<b>研修用動画を作成</b></li> <li>• 「かすたねっと」（教材等の情報検索サイト）の機能強化等</li> </ul>            | <ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>大学等における履修証明</b>等により、日本語指導担当教師が専門的な知識を得られる仕組みを検討</li> <li>• 教員養成における外国人児童生徒等に関する内容の位置付けについて検討</li> <li>• JSLカリキュラムの改訂や高等学校版JSLの策定を順次検討</li> </ul> |
| 3. 就学状況の把握、就学の促進             | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 外国人の子供の就学促進に関する<b>先進事例を自治体に提供</b></li> <li>• 教育委員会と住民基本台帳部局等の連携促進</li> <li>• 地方公共団体における就学促進の取組について継続的に調査</li> <li>• 日本語教育推進法の基本方針に就学促進を位置付け</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>地方公共団体が講ずべき事項に関する指針を作成</b></li> <li>• <b>住民基本台帳等に基づき学齢簿に準じるものを編成する等、更なる制度的な対応の在り方を検討</b>（外国人の子供の保護者に就学義務を課すことについては、引き続き慎重に検討）</li> </ul>         |
| 4. 中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実      | <ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>公立高等学校入学者選抜における先進事例を地方公共団体に提供</b>し、各地域の実情に応じた取組を促進</li> <li>• 国の補助事業（日本語指導体制構築、進路指導・キャリア教育の充実等）の継続実施と一層の活用促進</li> </ul>                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>高等学校における「特別の教育課程」の適用</b>を含め、日本語の指導方法や制度的な在り方について検討</li> <li>• 外国人学校等を卒業した外国人生徒について、高等学校入学者選抜の受検資格に関し、より適切な配慮が行われるための方策を検討</li> </ul>             |
| 5. 異文化理解、母語・母文化支援、幼児に対する支援   | <ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の在り方</b>について、大学や教育委員会、学校等の協力を得て研究を実施</li> <li>• 外国人幼児のための就園ガイド等を作成</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 教育委員会、外国人学校、国際交流協会等との連携により、<b>母語・母文化を尊重した取組の推進</b></li> <li>• <b>プレスクール</b>等の取組の更なる推進方策を検討</li> </ul>   |